<利益・管理運営収支差額があらかじめ合意した上限額を超えた場合>

収入 支出 当初想定し実際の収 運営費 ていた収入 入 管理費 (指定管理 管理費(本部経費) 料+利用料 消費税 金収入等) 利益・管理運営収支 当初合意した利益上限額 差額 超過で発生した収支 超過分は原則折半 差額

<利益・管理運営収支差額があらかじめ合意した上限額に達しない場合>

収入 支出
当初想定し 実際の収 運営費
でいた収入 (指定管理 料+利用料 金収入等) 「消費税 利益・管理運営収支差額

| 実際に指定管理者が | | 得られる利益額

当初合意した利益上限額

<利益・管理運営収支差額がマイナスの場合>

古出

ΙΙ∇ λ

4X <i>/</i> \		又山		
当初想定し	実際の収	運営費		
ていた収入	入	管理費		
(指定管理				
料+利用料				
金収入等)		管理費(本部経費)		
		 	١,	
				指定管理者の自己負担となる
		消費税	$[\]$	相応自任日の日に共行になる
		利益・管理運営収支		当初合意した利益上限額
		差額		(この場合は利益なし)
·			-	